様式第15号（第20条関係）
（表面）

第　　号　　年　月　日交付

農薬取締法の規定により
立入検査等をする職員の
証明書

独立行政法人農林水産消費
安全技術センター理事長　　印

写
真

職名　　氏名

生年月日　　年　月　日

（裏面）

農薬取締法（抜粋）

（報告及び検査）

第29条　農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者に対し、都道府県知事は販売者に対し、第３条第１項、第４条第１項、第７条第８項、第９条第２項及び第３項、第10条第１項、第16条、第18条第１項及び第２項、第19条、第21条、第23条、第24条、第25条第３項、第26条第１項並びに第31条第１項及び第２項の規定の施行に必要な限度において、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬若しくはその原料又は除草剤を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

２・３　（略）

４　第１項又は前項の場合において、第１項又は前項に掲げる者から要求があったときは、第１項又は前項の規定により集取又は立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を示さなければならない。

５　第１項及び第３項の規定による集取及び立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（センターによる検査）

第30条　農林水産大臣は、前条第１項の場合において必要があると認めるときは、センターに、製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者又は農薬原体を製造する者その他の関係者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料を集取させ、又は必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは農薬原体の製造その他の事項の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬又はその原料を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

２　農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに集取又は立入検査を行わせる場合には、センターに対し、当該集取又は立入検査の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

３　（略）

４　前条第４項及び第５項の規定は、第１項の規定による集取又は立入検査について準用する。

（国内管理人に係る報告及び検査）

第35条　農林水産大臣又は環境大臣は、国内管理人に対し、その業務に関し報告を命じ、又はその職員に必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

２　農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センターに、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

３　第29条第４項及び第５項の規定は第１項の規定による立入検査について、第30条第２項から第４項までの規定は前項の規定による立入検査について、それぞれ準用する。

第48条　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～三　（略）

四　第29条第１項若しくは第３項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第１項若しくは第３項若しくは第30条第１項の規定による集取若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五　第35条第１項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第２項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

備考　大きさは、縦11センチメートル、横15センチメートルとする。